

合格者の内訳

(1) 性別

性別	人数(人)	割合(%)
男	6,980	25.0
女	20,896	75.0
計	27,876	100.0

(2) 年齢別

年齢区分	人数(人)	割合(%)
～30	5,260	18.9
31～40	9,871	35.4
41～50	7,158	25.7
51～60	4,076	14.6
61～	1,511	5.4
計	27,876	100.0

(3) 受験区分別

受験区分	人数(人)	割合(%)	参考
A			(法第7条第1号) 大学及び大学院で、施行規則第1条及び第2条で定める科目を修めて卒業及び修了
B			(法第7条第2号) 大学で、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験
C	4	0.0	(法第7条第3号) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及びBに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定
D1	14,513	52.1	(法附則第2条第1項第1号) 平成29年9月15日より前に、大学院で施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて修了
D2	1,176	4.2	(法附則第2条第1項第2号) 平成29年9月15日より前に大学院に入学し、同日以後に施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて大学院を修了
E			(法附則第2条第1項第3号) 平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、平成29年9月15日以後に大学院で施行規則第2条で定める科目(科目の読替え対象外)を修めて修了
F			(法附則第2条第1項第4号) 平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験
G	12,183	43.7	(法附則第2条第2項) 平成29年9月15日に、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行い(又は業務を休止・廃止してから5年以内)、①文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を修了し、かつ、②施行規則附則第6条で定める施設で5年以上実務を経験
計	27,876	100.0	

(4) 都道府県別

都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)
北海道	27	埼玉県	1,471	岐阜県	323	鳥取県	143	佐賀県	156
青森県	140	千葉県	1,233	静岡県	567	島根県	163	長崎県	235
岩手県	200	東京都	5,328	愛知県	1,644	岡山県	464	熊本県	310
宮城県	441	神奈川県	2,387	三重県	237	広島県	632	大分県	225
秋田県	105	新潟県	347	滋賀県	350	山口県	282	宮崎県	148
山形県	146	富山県	142	京都府	1,075	徳島県	221	鹿児島県	316
福島県	309	石川県	213	大阪府	2,067	香川県	207	沖縄県	294
茨城県	461	福井県	198	兵庫県	1,482	愛媛県	183	外国	10
栃木県	304	山梨県	174	奈良県	369	高知県	135		
群馬県	262	長野県	315	和歌山県	171	福岡県	1,264	計	27,876

(注) 合格者の受験時の住所による。